

鳩山町健康長寿のまちづくり推進条例

健康であることは、疾病や障害の有無に関わらず、町民一人ひとりが生き生きと安心して生活し、自己実現を図るための基本となるものであり、町民共通の願いでもある。鳩山町では、平成29年7月に「健康長寿のまち はとやま」宣言を行い、「栄養・運動・社会参加」の三本柱を基本とした鳩山モデルにより健康づくりの推進に取り組んでいる。

この歩みを更に大きく確実なものにしていくために、町民等、関係機関・団体及び町が鳩山町の健康づくりの基本理念を共有し、相互の協働により健康長寿のまちづくりを総合的に推進するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、健康づくりに関する施策の推進について基本的な事項を定めることにより、町民等がいつまでも生き生きと健やかに暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「健康づくり」とは、心と身体の状態の維持向上に取り組むことをいう。

2 この条例において、「町民等」とは、町内に住所を有する者、町内に通勤又は通学する者をいう。

3 この条例において、「関係機関・団体」とは、町内において、保健、医療、福祉その他健康づくりに携わる団体及び地域を基盤に形成された団体をいう。

(基本理念)

第3条 健康づくりの基本理念は、次に掲げる共通意識をもって推進していくものとする。

(1) 健康づくりは、町民一人ひとりの心身の状態に合わせて、生き生きと健やかに生活できるよう全世代を通じて継続的に行うこと。

(2) 健康づくりは、町民一人ひとりが、生活の質の向上に不可欠であることを認識して推進すること。

(3) 健康づくりは、町民等、関係機関・団体の役割及び町の責務を認識し、相互の協働により地域全体で推進すること。

(町民等の役割)

第4条 町民等は、基本理念に基づき、健康づくりに関する理解を深め、自らの健康は自ら守るという意識を持ち、自らの健康状態に応じた健康づくりに積極的に取り組むよう努めるものとする。

(関係機関・団体の役割)

第5条 関係機関・団体は、地域の健康づくりに関する活動に積極的に取り組むように努めるとともに、他の地域団体等が行う健康づくりに関する活動及び町が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(町の責務)

第6条 町は、健康づくりの基本理念に基づき実施される町民等及び関係機関・団体の主体的な取組を積極的に支援するものとする。

(基本施策)

第7条 町は、栄養、運動、社会参加を基本施策として、総合的かつ計画的に健康づくりを行うため健康増進計画・食育推進計画を策定し、次に掲げる事項について必要な施策を実施するものとする。

- (1) 身体健康づくりに関すること。
- (2) 食育に関すること。
- (3) 妊婦及び子どもの健康に関すること。
- (4) こころの健康づくりに関すること。
- (5) 歯及び口腔の健康づくりに関すること。
- (6) 社会参加に関すること。
- (7) 飲酒、喫煙及び薬物に関すること。
- (8) 生活習慣病予防に関すること。
- (9) 感染症予防に関すること。
- (10) がん予防に関すること。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を実施するために必要な事項に関すること。

2 前項に規定する健康増進計画・食育推進計画は、町総合計画との整合を図るものとする。

(情報提供等)

第8条 町は、町民等、関係機関・団体等に対して、健康づくりに関する情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

2 町は、町民等、関係機関・団体等に対して、健康づくり推進のための必要な情報を提供するよう求めることができる。なお、提供された個人情報に関する情報は適切に取扱うものとする。

(財政上の措置)

第9条 町は、健康づくりに関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制)

第 10 条 健康づくりに関する施策を包括的に調整し、計画的に推進するために必要な体制を整備するものとする。

2 町の健康づくりの推進に関する事項については、はとやま健康向上委員会に諮るものとする。

(委任)

第 11 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。